

# 与那原町地域生活支援拠点等について

## <地域生活支援拠点等事業>

地域生活支援拠点等事業は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネーターを軸とした関係機関が協力して、障がいのある方やその家族の生活を地域で支える仕組みです。

ご家族の方の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて、コーディネーターが行き先探しをお手伝いします。

## <地域生活支援拠点等の機能>

地域生活支援拠点等事業では、次に示す5つの機能を持つこととされています。

事業の整備内容や整備順など具体的な制度設計については、各自治体が実情に応じて決めることとされています。

与那原町においては、複数の事業所、法人等の連携により必要な機能を確保する「面的整備型」の整備を進めています。

### (1) 相談

緊急時の支援が必要な世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。

### (2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病、障害者の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

### (3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者又は高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

### (5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

与那原町では、まずは(1)相談、(2)緊急時受入れ・対応、(5)地域の体制づくりを進めることとして、令和3年8月1日から拠点事業所届出開始、令和3年11月から拠点利用者申請開始します。

・[与那原町地域生活支援拠点等事業実施規則](#)

・[与那原町地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書](#) 様式第1号(第5条関係)

・[与那原町地域生活支援拠点等事業のご案内](#)

## ※事前のご登録をおすすめします。

地域生活支援拠点等事業では、緊急時に備えて個々の事情に応じた支援を行うため、障がいのある方の事前のご登録をお願いしています。

登録を希望される方は、「与那原町地域生活支援拠点等事業利用等申請書」、「個人情報の使用等に関する同意書」に必要事項を記載し、持ってくるものをそろえて与那原町福祉課に提出して下さい。提出後、福祉課窓口や訪問等にて基幹相談員が面談を行います。

### ◇登録できる方◇

障がいをお持ちの方で、「対象者の要件」のいずれかに該当している方。

「対象者の要件」

1. 家族が高齢(8050問題を抱える世帯)
2. ひとり親世帯
3. 独居で親族と疎遠
4. 世帯で複数名支援が必要
5. 医療的ケアを必要とする障がい児者がいる世帯(災害時、停電時に対応が必要な世帯を含む)
6. 災害時の避難が出来ない、また避難の判断が出来ない世帯
7. 上記に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

### ◇持ってくるもの◇

・[「与那原町地域生活支援拠点等事業利用等申請書」](#)(福祉課窓口にも用意しています)

・[「個人情報の使用等に関する同意書」](#)(福祉課窓口にも用意しています)

・障害者手帳または自立支援医療(精神通院)受給者証

・印かん

・添付資料

お薬を服用している方は薬剤情報提供書(お薬手帳)、在宅で医療的ケアを受けている方は医療情報など。

※今の時点で「対象者の要件」該当しない方、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用していない方、障害者手帳や自立支援医療(精神通院)受給者証を取得していない方についても、この事業の目的である「もしも」の備えは必要です。障害者手帳や自立支援医療(精神通院)受給者証等の取得、福祉サービス利用のお手伝い等、緊急に至ることを未然に防ぐための支援を行います。まず、与那原町福祉課にご相談下さい。

参考資料

・[厚生労働省のホームページ\(外部リンク\)](#)

